



韓国の財政運営と政策評価

韓国租税財政研究員
元鍾鶴 (Weon, Jonghak)
jweon@kipf.re.kr



財政運営の課題

- ▶ 財政健全性の維持
- ▶ 合理的財源配分
- ▶ 効率的予算執行

財政健全性とは

- ▶ 短期的には「歳入内歳出」、長期的には「財政の持続可能性」
- ▶ 韓国の財政当局者（予算担当者）は‘歳入内歳出’を原則として見做す。
- ▶ 歳入内歳出の原則は1997年のアジア金融危機まで一貫して維持される。

韓国における財政運営(1)

- ▶ アジア金融危機：1997年
- ▶ IMFの要求
 - ▶ 均衡財政の維持：歳入内の歳出原則を維持していたのでそれほど大きな負担ではなかった。
 - ▶ 金融構造調整費用24兆ウォンの推定利子3.6兆ウォンを財政が負担：補正予算編成、部庁の予算削減。
- ▶ 一般会計赤字財政の始まり
 - ▶ 1998年のマイナス経済成長率：国家債務の対GDP比率10%台→赤字財政に反対しなかった
 - ▶ 1999年の経済成長率が10%以上：均衡財政に早く復帰
 - ▶ 2002年台風：大規模の災害対策費
- ▶ 1998~2002：一般会計の赤字規模、任期初10兆ウォン台から任期末には2兆ウォン台

韓国における財政運営(2)

- ▶ 2003~2008
- ▶ 福祉支出の増加
 - ▶ 生産的福祉から普遍的福祉へと転換
 - ▶ 福祉支出は年平均20%増加
- ▶ 一般会計の国債発行規模：10兆_{ウォン}以内に留める
 - ▶ 金大中政権末期の均衡財政復帰努力
 - ▶ 4大財政改革推進
- ▶ アジア金融危機以前10%台だった国家債務の対GDP比率が30%台に上る。

韓国における財政運営(3)

- ▶ 2008年以降
- ▶ 世界金融危機（Global Financial Crisis）
 - ▶ 一般会計の赤字財政が構造的に定着
 - ▶ 国家債務の対GDP比率は2008年からは緩やかに増加
 - ▶ 2020年以降急激に増加し、2022年には50%を超える

經濟成長率と国債比率推移



四大財政改革

- ▶ 国家財政運営計画
- ▶ 総額配分自律編成 (Top-down Budget)
- ▶ 成果管理制度
- ▶ デジタル予算会計システム(Digital Budget Accounting System; dBrain)

総額配分自律編成(Top-down)

- ▶ Top-down方式: 支出分野別に事前的に財源を配分する方式
 - ▶ 財政赤字縮小が主目的
 - ▶ (韓国) 部庁別支出限度を事前に設定し、その範囲で各部庁が自分で予算を編成する、即ち部庁の自律性拡大が目的。
- ▶ 韓国の予算編成の伝統的な財源配分：Bottom up方式
- ▶ 分野別財源配分：1990年代初めから
- ▶ 2004：制度的に単年度予算が中期財政運用計画と連結させる。

国家財政運営計画（1）

- ▶ 5年間の財政運営目標と方向を提示する財政運営計画
 - ▶ （目標）財政運営の効率性と健全性の向上
 - ▶ ‘総額予算自立編成’をサポートするため導入
- ▶ 国際的に議論されてきた MTEF (Medium Term Expenditure Framework) の主な目的であるマクロ的財政健全性管理とは背景を異にする。
 - ▶ 当時、韓国の国家債務の対GDP比率が20%台にとどまっており、財政健全性を目標としなかった。
- ▶ 今は最も有効な財政健全性回復の制度的装置。

国家財政運営計画（2）

単位：兆ウォン、%

区分（分野）	2023	2024	2025	2026	2027	年平均
1. 保険・福祉・雇用	226.0	242.9	252.2	262.5	273.4	4.9
2. 教育	96.3	89.7	95.7	99.8	104.1	2.0
3. 文化・体育・観光	8.6	8.7	8.9	9.1	9.4	2.1
4. 環境	12.2	12.6	12.8	13.2	13.5	2.5
5. R&D	31.1	25.9	27.6	29.5	31.6	0.7
6. 産業・中小企業・エネルギー	26.0	27.3	27.6	28.4	29.3	3.0
7. SOC	25.0	26.1	26.2	27.3	28.0	2.9
8. 農林・水産・食品	24.4	25.4	25.7	26.2	26.7	2.3
9. 国防	57.0	59.6	61.6	63.6	65.8	3.6
10. 外交・統一	6.4	7.7	7.8	7.9	8.0	5.8
11. 公共秩序・安全	22.9	24.3	24.9	25.8	26.7	3.8
12. 一般・地方行政	112.2	111.3	120.1	124.8	129.3	3.6

プログラム予算制度

- ▶ プログラムを通して政策と予算を連結する予算構造で、予算の計画・編成・配分・実行・決算・評価・フィードバックの全過程をプログラムを中心に行い、またそれを成果評価管体系と連結して成果を管理する予算技法。
- ▶ 財政運用の中心が投入から成果へと変化することに伴い、財政改革の実効性を確保するため導入される（2007年）
- ▶ 中央政府の機能を分野・部門・プログラム・単位事業・細部事業の5段階に分類
 - ▶ 分野・部門：政府機能の大分類、中分類
 - ▶ プログラム：同一の政策目標を有する単位事業の束
 - ▶ 単位事業：政策目標達成の手段としての事業
 - ▶ 細部事業：投入品目と単価を基準に編成される財政事業の基礎単位
- ▶ 2022会計年度からプログラム別成果目標および成果指標を設定
 - ▶ 2007年導入から成果管理体系と予算体系を一致させる努力を続ける。

成果管理制度

- ▶ 成果指標を中心とする成果目標管理制度が全面導入されるようになったのはTop-down制度を有効に機能させるためである。
 - ▶ Top-downで予算総額が決定されると、その範囲で各部庁が自分の予算配分を成果管理に基づいて行う。
- ▶ 1993: GPRA (Government Performance and Results Act)/GPRMA
- ▶ 国家財政法
 - ▶ 2006:成果計画書、成果報告書の作成を規定
 - ▶ 2009:国家決算報告書の一つとして成果報告書提出を義務づける。
 - ▶ 2021:財政事業の成果管理に関する詳しい規定を設ける



- ▶ 財政のすべてのプロセスをオンラインで行い、国家財政情報を連結・分析する統合財政情報システム
 - ▶ 2007年導入
 - ▶ 国家財政計画樹立、予算編成、財政執行、資産負債管理、会計決算、成果評価
- ▶ https://fis.kr/en/main_biz/dBrain

財政事業成果管理制度の種類



財政事業自律評価

- ▶ 財政事業の1/3を対象に成果を評価し、その結果を予算に反映する評価制度
 - ▶ 2005～2015
 - ▶ 評価はチェックリスト形式
 - ▶ 判定結果：優秀、やや優秀、普通、不十分
 - ▶ 「不十分」の場合、原則的に次年度の予算を10%削減

チェックリスト（例）

事業計画(15)

- 1-1 事業計画は明確か
- 1-2 政府が支出する必要があるか
- 1-3 類似・重複する事業はないか
- 1-4 推進方式は効率的か

成果計画(15)

- 2-1 成果目標と指標は具体的か
- 2-2 成果指標は目標を適切に反映しているか
- 2-3 目標値は合理的に設定されているか

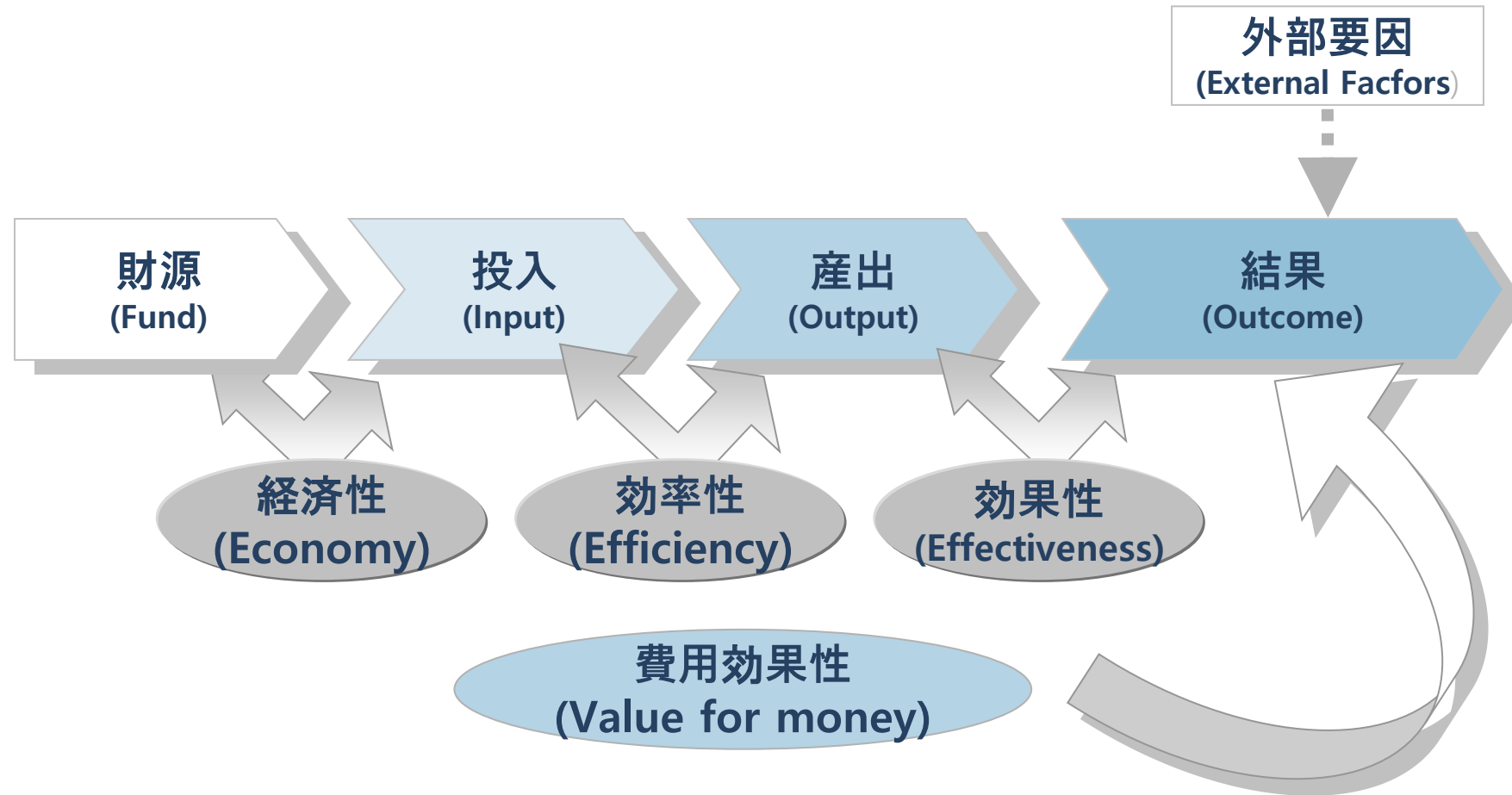
実行・管理(20)

- 3-1 モニタリングはしているか
- 3-2 発見された問題点を解決しているか
- 3-3 予算は適切に執行されているか
- 3-4 実行の効率性を高めたか

結果・フィードバック(50)

- 4-1 客観的、総合的評価をしたのか
- 4-2 目標は達成されたか
- 4-3 結果はどうフィードバックされたか

成果指標



「不十分」評価事業の予算削減

単位：個、億ウオン、%

評価年度	「不十分」以下の事業数*	t年度予算	t+1年度予算		予算増減率	
			政府案	国会確定	政府案基準	国会確定基準
2005	87(555)	34,206	29,911	30,435	-12.6	-11.0
2006	65(577)	11,463	5,458	5,428	-52.6	-52.8
2007	31(585)	3,949	3,451	3,597	-12.6	-8.9
2008	104(384)	56,855	46,610	45,896	-18.0	-19.3
2009	70(346)	28,245	26,314	26,311	-7.5	-6.8
2010	116(473)	38,232	33,104	33,445	-13.4	-12.5
2011	117(389)	42,539	37,108	38,121	-12.8	-10.4
2012	97(405)	18,161	14,695	14,704	-19.1	-19.0
2013	126(505)	104,905	93,806	95,413	-10.6	-9.0
2014	75(400)	37,905	34,266	34,331	-9.6	-9.4

* () 内は評価対象事業数

韓国の政府業務評価制度

- ▶ 評価対象（中央行政機関、地方自治体、公共機関）と評価内容（評価主管機関、根拠法律、評価部門）ごとに異なる。
- ▶ 中央部庁：特定評価、自体評価、個別評価
 - ▶ 政府業務評価法、国家財政法、研究成果評価法、その他個別根拠法律
- ▶ 地方自治体：合同評価、自体評価
 - ▶ 政府業務評価法
- ▶ 公共機関：機関の類型による評価
 - ▶ 公企業、準政府企業、各種基金、化学技術分野の研究機関、人文社会分野の研究機関、地方公企業

韓国政府業務評価制度(1)

中央行政機関								
評価類型	評価部門	根拠法律	評価主管	評価類型	評価部門	根拠法律	評価主管	
特定評価 (46)	協業	政府業務 評価法	国務調整 室等	自体 評価 (47)	主要政策 (成果管理)	政府業務 評価法	国務調整室	
	主要政策				財政事業	国家財政法	企画財政府	
	規制革新					研究成果 評価法	科学技術情 報通信部	
	政府革新					災難安全法	行政安全部	
	政策疎通					国家均衡 発展法	地方時代 委員会	
	雇用政策 基本法	雇用労働部						
						中小企業	中小企業 基本法	中小ベンチャー 企業部
					行政管理 力量	組織	政府業務評価法	行政安全部
						人事		人事革新処
						情報化		行政安全部
地方自治団体				個別評価				
評価類型	評価部門	根拠法律	評価主管	個別評価				
合同評価	29の機関, 106の指標	政府業務 評価法	行政安全部等	個別根拠法律				
自体評価	中央行政機 関と同じ	政府業務 評価法	自治体長	主管部署				
個別評価		個別根拠法律	主管部署	主管部署				

韓国政府業務評価制度(1)

中央行政機関								
評価類型	評価部門	根拠法律	評価主管	評価類型	評価部門	根拠法律	評価主管	
特定評価 (46)	協業	政府業務 評価法	国務調整室 等	自体 評価 (47)	主要政策(成果管理)	政府業務 評価法	国務調整室	
	主要政策				財政 事業	国家財政法	企画財政部	
	規制革新					R&D評価	研究成果 評価法	科学技術情 報通信部
	政府革新					災難安全	災難安全法	行政安全部
	政策疎通					均衡発展	国家均衡 発展法	地方時代 委員会
	ジョブ	雇用政策 基本法	雇用労働部					
	中小企業	中小企業 基本法	中小ベンチャー 企業部					
	行政 管理 力量	組織	政府業務評価法			行政安全部		
		人事				人事革新処		
		情報化				行政安全部		
					個別評価			
個別根拠法律				個別根拠法律				
主管部署				主管部署				

地方自治団体			
評価類型	評価部門	根拠法律	評価主管
合同評価	29の機関, 106の指標	政府業務 評価法	行政安全部 等
自体評価	中央行政機関 と同じ	政府業務 評価法	自治体長
個別評価		個別根拠法律	主管部署

韓國の政府業務評価制度(2)

公共機関			
評価類型	評価部門	根拠法律	評価主管
公企業(32)		公共機関運営法	企画財政部
準政府機関(55)			
基金(存置評価 25, 資産運用評価 24)		国家財政法	企画財政部
科学技術分野 研究機関 (49)	国家科学技術研究会 所管(23)	科学技術基本法 科技出捐機関法 研究成果評価法	国家科学技術研究会
	科学技術情報通信部 傘下(18)		科学技術情報通信部
	海洋水産部 傘下(3)		海洋水産部
	原子力安全委員会 傘下(2)		原子力安全委員会
	防衛事業庁 傘下(1)		防衛事業庁
	宇宙航空庁 傘下(2)		宇宙航空庁
経済・人文社会分野 研究機関(26)		政府出捐機関法	経済人文社会研究会
地方公企業(262)		地方公企業法	行政安全部

Thank You